水戸市立飯富小学校いじめ防止基本方針

１　いじめの定義（いじめ防止対策推進法　第２条）（茨城県いじめの根絶を目指す条例 第２条）

この方針において「いじめ」とは，「児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

２　いじめに対する基本的な認識

本校職員は，いじめ防止対策推進法，茨城県いじめの根絶を目指す条例，水戸市いじめ防止基本方針を踏まえ，以下の認識をもって指導に当たり，毎年度研修を重ね，いじめの未然防止及び再発防止に努めるものとする。

○　いじめは，どの学校でも，どの学級でも，どの児童にも起こり得るものである。
○　いじめは，人権を著しく侵害し，その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり，決して許されない。
○　いじめは，大人の目の届かないところで起こることが多く，発見しにくい。
○　いじめられている側にも責任があるという認識は間違いである。
○　いじめの事実を確認したときは，迅速かつ組織的に対応し，いじめを止めさせる。
○　いじめられている児童を確認したときは，その児童の立場に立ち，絶対に守り通すという意識で児童に寄り添う。
○　いじめている児童に対しては，毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
○　いじめはその行為の態様により暴行，恐喝，強要等の刑罰法規に抵触するものである。
○　日頃から，保護者との信頼関係を大切にし，地域や専門機関との連携協力に努める。

３　未然防止のための取組

（１）いじめの未然防止に向けて

①児童による主体的ないじめ防止活動の取組

・児童代表委員会が中心となり，マナーアップ運動やあいさつ運動，いじめをなくす取組等を企画し，年間を通じて全校児童が関わる場を設定する。
・縦割り班活動など学校行事に異学年が支え合って取り組むような活動を意図的に実践する。
・道徳や総合的な学習の時間，通学班集会等の中で，社会が抱える問題を考えたり，地域での自分の行動を見つめさせたり，地域でのマナーや社会のルールを習得できる場面を設定する。
・学級のルールをつくる話合いやネット上のルール・マナーについて話し合う場など，特別活動の時間を充実させる。

②生徒指導組織体制

学年ブロック会議（隔週）
・低学年部会（1・2年・あおぞら）
・中学年部会（3・4年・ひまわり）
・高学年部会（5・6年）

⇔

生徒指導部員会（随時）
教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・特別支援教育コーディネーター

⇔

生徒指導対策会議（問題発生時）
校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・関係児童・学級担任

＜職員の役割＞　・未然防止のための教職員研修の計画（年間２回）（教頭，教務主任）
・いじめの相談の窓口（養護教諭）
・情報の収集と記録，迅速な共有，関係児童への事実関係の聴取（生徒指導主事）
・指導や支援の体制・対応方針の決定，保護者との連携等の対応についての助言指導（校長，教頭，生徒指導主事，ＳＣ）

③教職員の資質向上に向けた取組
・情報モラル教育の推進・充実を図る。
・すべての教育活動を通して，自分を大切にすることと同時に他者を大切にすることを指導する。
・教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認する二とがないように，言動には細心の注意を払うとともに教職員が相互に注意し合える環境を醸成する。
・常にいじめに対する危機感をもち，教職員の研修を充実させ，教育相談体制の整備，相談窓口の周知徹底を図る。
・地域や関係機関との定期的な情報交換を行い，日常的な連携を深める。

④家庭の取組
・わが子がいじめを行うことのないよう，規範意識を養うため指導，その他の必要な指導を行うよう努める。

（２）いじめの早期発見のために
〇児童の声なき声に耳を傾け，行動に目を向ける。（月１回のアンケート調査，教育相談，チェックリストの活用，保健日誌・看護日誌，・看護当番による校内巡視など）
〇教員間の情報の共有（職員会議，生徒指導部会，養護教諭との情報交換など）
〇保護者との情報の共有（連絡帳の活用，電話連絡，家庭訪問，あいさつ運動，立哨当番日誌等）
〇地域・関係機関との連携（地域行事への参加，関係機関・民生委員との情報交換など）

（３）いじめの早期解消のために
〇いじめられている児童やその保護者の立場に立ち，迅速で詳細な事実確認を行う。
〇学級担任等が一人で抱え込むことのないように学校全体で組織的な対応をする。
〇いじめの起こった事実に基づき，児童やその保護者に説明責任を果たす。
〇いじめる児童には，行為の善悪をしっかり理解させ，反省・謝罪させる。
〇法を犯す行為に対しては，早期に児童相談所や警察等に相談して協力を求める。
〇いじめが解消した後も，保護者と継続的な連絡を取り合う。
〇いじめる児童には，行為の善悪をしっかり理解させ，反省・謝罪をさせる。
〇法を犯す行為に対しては，早期に児童相談所や警察等に相談して協力を求める。
〇いじめが解消した後も，保護者と継続的な連絡を取り合う。
〇必要に応じて，スクールカウンセラーなどの派遣手続きをとり，当該児童の心のケアに努める。

（４）いじめ問題への対応

いじめの発見・確認

- 本人からの訴え
- 本人からのサイン
- 保護者からの報告
- 他児童からの報告

↓

一次対応
（早期対応）

【いじめられた児童へ】
○事実関係の確認
○心のケア
・安全の保障
・不安への支援

【いじめた児童へ】
○事実関係の確認

【周囲の児童へ】
○事実関係の確認

【保護者との連携】
○事実関係の確認報告
○信頼関係の構築

水戸市総合教育研究所 ⇔ **飯富小学校いじめ防止対策委員会**
【校長・教頭・教務主任・生徒指導主事及び部員・人権教育担当・学級担任及び主任・家庭・地域住民】
指導方針の共通理解・担任への支援
⇔ **関係機関**

↓

二次対応
（いじめ解決と関係修復）

【いじめられた児童へ】
○チームで支援
○カウンセラー等の支援

【いじめた児童へ】
○いじめの態様に応じた指導・支援

【保護者との連携】
○指導方針の報告
○情報交換の継続

【学級での指導】
○共感的な人間関係の醸成　○自己存在感を実感できる学級づくり

↓

三次対応
（再発防止）

【いじめられた児童へ】
○友人づくりの促進
○対人関係の修復

【いじめた児童へ】
○人間関係づくりの改善
○規範意識の育成

【保護者との連携】
○家庭教育力の向上

【学級での指導】
○人権意識を高める道徳・特別活動の実践
○いじめを未然防止・解決できる学年・学級づくりの充実

4　重大事態への対処

【重大事態】
① 生命，心身または財産に重大な被害が生じた疑い
・児童が自殺を企図　・身体に重大な障害
・金品等に重大な被害　・精神性の疾患を発症
② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
・年間30日を目安　一定期間連続して欠席

→ **水戸市教育委員会（総研）への報告・連携**

→ **「いじめ問題対策協議会」の設置**
【校長・教頭・教務主任・生徒指導主事及び部員・人権教育担当・学級担任及び主任・家庭・地域住民・SC・SS・弁護士・医師・警察・教育委員会】

↕

「いじめ問題対策協議会」の設置
一般児童のメンタルヘルスケア，不安解消